

別紙様式1

省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書に対する審査調書及び意見書(令和 年度予定分)

財務局等名

| 整理番号 | | | 構造・規格及び戸数 | — | 戸 | 棟数及び階層 | 棟 | 階 | 取得方法 | 土地建物 |
|---|--|----------------|--------------------|---------------------------------|-------|--------|---|---------------------------------|------|------|
| 現 地 確 認 結 果 を 踏 ま え た 検 討 内 容 | 審査項目 | | 判定 | 判定理由 | | | | | | |
| | 設置理由 | | | | | | | | | |
| | 地区宿舎事情との整合性 (地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由) | | | | | | | | | |
| | 代替施設活用可能性 | | | | | | | | | |
| | 位置・環境(法的制限等) | | | | | | | | | |
| | 宿舎規格・戸数の整合性 | | 区分 | 各省各庁要求 規格・戸数 | 財務局意見 | | | | | 備考 |
| | | | 老朽建替 | | 規格・戸数 | 必要戸数 | | | | |
| | | | 借受解消 | | | | | | | |
| | | | 機構新設 | | | | | | | |
| | | | 増員 | | | | | | | |
| 機構統廃合 | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| 敷地の規模 | | 敷地面積 | m ² | 法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容 | | | | 建物の建設が不可能な部分の有無及び内容 | | |
| | | 建物延床面積 | m ² | | | | | | | |
| | | 建物の容積率 | % | | | | | | | |
| | | 法定容積率 利用率 | % | 合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容 | | | | その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容 | | |
| | | 都市計画に定められた地域区域 | | | | | | | | |
| 取得等の方法及び見通し | | | 土地の利用状況の評価その他の判定理由 | | | | | | | |

既存宿舎の状況

| | |
|--------------|---|
| 老朽度 (築年数) | 年 |
| 耐震性能 評価値 | |

コスト比較

| | |
|----|----|
| 保有 | 億円 |
| 賃借 | 億円 |
| 差額 | 億円 |
| 備考 | |

総合意見

| | |
|----|--|
| 判定 | |
| | |

作成要領

- 1 「構造・規格及び戸数」、「棟数及び階層」、「取得方法」欄は、理財局長から送付された「掲上要求予定調書及び添付書類」から転記する。
- 2 「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、現地確認結果等を踏まえ、本文第1の2の(2)に基づき審査を行い、次により記載する。
 - (1) 「判定」欄は、審査した結果、適当と認める場合は「○」を、不適当と認める場合は「×」を記載する。
 - (2) 「判定理由」欄は、審査の結果その判定をするに至った理由を具体的に記載する。
 - (3) 「代替施設活用可能性」欄は、廃止宿舍の再活用や、活用可能な他の国有地の有無等について検討した内容を記載する。
 - (4) 「宿舍規格・戸数の整合性」に関する「判定理由」欄は、
 - ① 「各省各庁要求」欄の区分は、次の要求区分によるものとし該当する規格及び戸数を記載する。
 - イ 老朽建替：老朽に伴い宿舍を建て替える場合
 - ロ 借受解消：宿舍を設置することで借受宿舍を解消する場合
 - ハ 機構新設：機構新設に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ニ 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ホ 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ヘ その他：上記以外の理由により、宿舍の設置が必要となる場合
 - ② 「財務局意見」欄の「規格・戸数」の各項目は次により記載する。
 - イ 「規格・戸数」欄には、宿舍設置の必要が認められる（「総合意見」欄にて「A判定」となる）規格・戸数を記載する。
 - ロ 「必要戸数」欄には、必要戸数の付替えに係る調整が完了しているか否か（完了している場合は「○」、完了していない場合は「×」）を記載する。
 - ハ 「備考」欄には、次のことを記載する。
 - i 宿舍設置の必要が認められないもの（総合意見欄にて「A判定」以外のもの）は、その規格・戸数及びその理由を記載する。
 - ii 建替えである場合は、建替宿舍の名称、構造、規格、戸数、建設年次、敷地面積、その他必要事項を記載する。
 - iii 上記ii以外の場合は、その必要とする理由を記載するとともに、未入居（貸与）宿舍の利用の可否等、その他必要事項を記載する。
 - iv 有料・無料の別、単独宿舍の適否等所要の事項を記載する。
 - v 広域建替要求の廃止予定宿舍が自局の所管する区域内にある場合は、当該宿舍を廃止することに関する所見を記載する。
 - (5) 「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。なお、建物のみを借受けにより設置する場合には、記入不要とする。
 - ① 「建物の容積率」欄には、当該宿舍の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。
 - ② 「法定容積率」欄には、当該宿舍の敷地に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
 - ③ 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舍の敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
 - ④ 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建

築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第55条に規定する高さ制限等の宿舍を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。

- ⑤ 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑥ 「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、宿舍敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑦ 「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。
- ⑧ 「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。

3 「既存宿舍の状況」欄は、理財局長から送付された「掲上要求予定調書及び添付書類」から転記する。

4 「コスト比較」欄は、別添通達に基づき各省各庁の総括部局長より提出された別紙様式1のコスト比較欄に記載されている建設等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストについて、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額等を、その内容を確認の上、記載する。

5 「総合意見」欄は、これまでの検討を踏まえて、調整を要すると認められるものはその旨とその内容を記載するとともに、また宿舍設置に関する意見を記載する。

なお、「判定」には、該当する判定をすべて記載するものとし、「総合意見」欄にそれぞれの判定ごとの規格・戸数を記載する。

「A」・・・設置の必要が認められるもの

「B」・・・設置の必要は認められるが、確定すべき要件（設置内容の見直し、他の機関との調整等）を満たしていないもの

「C」・・・設置の必要が認められないもの

「D」・・・設置の必要性について引き続き検討を行うべきもの

別紙様式2

省庁別宿舍の設置計画掲上要求に対する審査調書及び意見書

財務局等名

| 整理番号 | | | 構造・規格及び戸数 | — | 戸 | 棟数及び階層 | 棟 | 階 | 取得方法 | 土地建物 |
|---|--|----------------|--------------------|---------------------------------|-------|--------|---------------------------------|---|------|------|
| 現 地 確 認 結 果 を 踏 ま え た 検 討 内 容 | 審査項目 | | 判定 | 判定理由 | | | | | | |
| | 設置理由 | | | | | | | | | |
| | 地区宿舍事情との整合性 (地域の既設宿舍(未貸与)で対処できない理由) | | | | | | | | | |
| | 代替施設活用可能性 | | | | | | | | | |
| | 位置・環境(法的制限等) | | | | | | | | | |
| | 宿舍規格・戸数の整合性 | | 区分 | 各省各庁要求 規格・戸数 | 財務局意見 | | | | | |
| | | | 老朽建替 | | 規格・戸数 | 必要戸数 | 備考 | | | |
| | | | 借受解消 | | | | | | | |
| | | | 機構新設 | | | | | | | |
| | | | 増員 | | | | | | | |
| 機構統廃合 | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| 敷地の規模 | | 敷地面積 | m ² | 法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容 | | | 建物の建設が不可能な部分の有無及び内容 | | | |
| | | 建物延床面積 | m ² | | | | | | | |
| | | 建物の容積率 | % | | | | | | | |
| | | 法定容積率 利用率 | % % | 合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容 | | | その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容 | | | |
| | | 都市計画に定められた地域区域 | | | | | | | | |
| 取得等の方法及び見通し | | | 土地の利用状況の評価その他の判定理由 | | | | | | | |

既存宿舍の状況

| | |
|--------------|---|
| 老朽度 (築年数) | 年 |
| 耐震性能 評価値 | |

コスト比較

| | |
|----|----|
| 保有 | 億円 |
| 賃借 | 億円 |
| 差額 | 億円 |
| 備考 | |

総合意見

| | |
|----|--|
| 判定 | |
| | |

作成要領

- 1 「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、次により記載する。
 - (1) 「判定」欄は、審査した結果、適当と認める場合は「○」を、不適当と認める場合は「×」を記載する。
 - (2) 「判定理由」欄は、審査の結果その判定をするに至った理由を具体的に記載する。
 - (3) 「代替施設活用可能性」欄は、廃止宿舍の再活用や、活用可能な他の国有地の有無等について検討した内容を記載する。
 - (4) 「宿舍規格・戸数の整合性」に関する「判定理由」欄は、
 - ① 「各省各庁要求」欄の区分は、次の要求区分によるものとし該当する規格及び戸数を記載する。
 - イ 老朽建替：老朽に伴い宿舍を建て替える場合
 - ロ 借受解消：宿舍を設置することで借受宿舍を解消する場合
 - ハ 機構新設：機構新設に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ニ 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ホ 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
 - ヘ その他：上記以外の理由により、宿舍の設置が必要となる場合
 - ② 「財務局意見」欄の「規格・戸数」の各項目は次により記載する。
 - イ 「規格・戸数」欄には、宿舍設置の必要が認められる（「総合意見」欄にて「A判定」となる）規格・戸数を記載する。
 - ロ 「必要戸数」欄には、必要戸数の付替えに係る調整が完了しているか否か（完了している場合は「○」、完了していない場合は「×」）を記載する。
 - ハ 「備考」欄には、次のことを記載する。
 - i 宿舍設置の必要が認められないもの（総合意見欄にて「A判定」以外のもの）は、その規格・戸数及びその理由を記載する。
 - ii 建替えである場合は、建替宿舍の名称、構造、規格、戸数、建設年次、敷地面積、その他必要事項を記載する。
 - iii 上記 ii 以外の場合は、その必要とする理由を記載するとともに、未入居（貸与）宿舍の利用の可否等、その他必要事項を記載する。
 - iv 有料・無料の別、単独宿舍の適否等所要の事項を記載する。
 - v 広域建替要求の廃止予定宿舍が自局の所管する区域内にある場合は、当該宿舍を廃止することに関する所見を記載する。
 - (5) 「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。なお、建物のみを借受けにより設置する場合については、記入不要とする。
 - ① 「建物の容積率」欄には、当該宿舍の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。
 - ② 「法定容積率」欄には、当該宿舍の敷地に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
 - ③ 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舍の敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
 - ④ 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第55条に規定する高さ制限等の宿舍を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率

にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。

- ⑤ 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑥ 「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、宿舎敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑦ 「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。
- ⑧ 「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。

2 「総合意見」欄は、これまでの検討を踏まえて、調整を要すると認められるものはその旨とその内容を記載するとともに、また宿舎設置に関する意見を記載する。

なお、「判定」には、該当する判定をすべて記載するものとし、「総合意見」欄にそれぞれの判定ごとの規格・戸数を記載する。

「A」・・・設置の必要が認められるもの

「B」・・・設置の必要は認められるが、確定すべき要件（設置内容の見直し、他の機関との調整等）を満たしていないもの

「C」・・・設置の必要が認められないもの

「D」・・・設置の必要性について引き続き検討を行うべきもの

別紙様式3

省庁別宿舍の設置計画の変更に係る実績報告書

| 官署名 | 当初計画 | | | 変更要求 | | | | 財務局処理 |
|-----|------|-------|----------------|-------|------|-------|----------------|-------|
| | 設置場所 | 設置の方法 | 構造・規格別 設置戸数 | 要求年月日 | 設置場所 | 設置の方法 | 構造・規格別 設置戸数 | |
| | | | | | | | | |

(記載要領)

1. 「設置の方法」欄には、国家公務員宿舍法第9条及び同法施行規則第5条に定めるところにより記載する。
2. 「財務局処理」欄には、変更要求をそのまま認めたときは「承認」を記入し、変更要求を認めなかったとき又は修正して認めたときは、処理内容及びその理由等を具体的に記載する。

中期整備予定調書（令和 年度予定分）

| 部局名 (会計名) | 整備計画 | | | | | | | | | 現有施設 | | | | | | 財務省 (財務局) 意見 | | |
|--------------|--------------|-------------|-----------------|----|--------------------|----------|------------|----|------|--------------|-------------|------------|------------------|------------|-----|--------------------|--------------------|--|
| | 所在地 (口座名) | 市区町村 コード | 取得方法及び その見通し | 土地 | | 営繕計画 | | | 整備理由 | 所在地 (口座名) | 市区町村 コード | 土地 | | 建物 | | | 施設整備 後の処理 計画 | |
| | | | | 面積 | 用途地域 建蔽率 容積率 | 構造 階数 | 建面積 延面積 | 工期 | | | | 所有区分 面積 | 所有区分 構造 階数 | 建面積 延面積 | 築年次 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(備考)本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

作成要領

- 1 別添通達に基づいて各省各庁の部局長から送付された「中期整備予定調書」に係る審査を行う。
- 2 「財務省（財務局）意見」欄は、本文第1の2の(2)の省庁別宿舍の設置計画掲上要求予定調書の審査における留意点を踏まえた審査結果を総合的に勘案し、必要な意見を簡記する。

なお、別添通達第2の2の(1)に該当する翌々年度整備予定事案については、「本事案に係る審査意見については、理財局長から各省各庁の総括部局長あてに別途通知する。」旨を「財務省（財務局）意見」欄に記載する。